

国家公務員制度改革関連法案の概要

改革の方針

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、縦割り行政や天下りの弊害を除去するとともに、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進

⇒ ①幹部人事の一元管理その他の人事制度改革、②退職管理の一層の適正化、③自律的労使関係制度の措置

幹部国家公務員法案

内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講じる。

- 中央省庁部長級以上を特別職の幹部国家公務員とし、適格性審査の実施と、その合格者名簿に基づく幹部候補者名簿の作成
- 内閣の一体性の確保に配慮した任免協議の実施
- 幹部職員任免における内閣総理大臣と内閣官房長官との協議
- 幹部職員の公募
- 幹部職員育成課程の設置と運用
- 内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するときは、勤務実績不良に当たらない場合でも、その意に反して特別降任（下位の幹部職又は一般職である管理職の最上位の段階の職に任命）できる。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

○幹部人事一元運用のため、内閣官房に内閣人事局を設置

○国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。

○自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

（追加）

○国家公務員制度改革基本法5条の規定に基づき、国家戦略スタッフ（内閣総理大臣補佐官、内閣政務参事、内閣政務調査官）、政務スタッフ（大臣補佐官、各府省政務調査官）の設置規定を追加。

国家公務員の労働関係に関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

- I. 労働組合
中央労働委員会が認証
- II. 団体交渉
認証された労働組合は、職員俸給等法律に規定された事項について、当局と交渉を行う。
- III. 団体協約
団体交渉の範囲で団体協約を締結し、これに伴い内閣及び各省各庁の長に生じる実施義務を負う者及び内容を定める。
- IV. 不当労働行為
不当労働行為が行われた場合、労働組合等は中労委に申立を行うことができる。
- V. 中労委のあっせん等
中労委のあっせん、調停及び仲裁の制度を創設

公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行う公務員庁を設置。

I. 任務及び所掌事務

〈所掌事務〉

- 任免、分限、懲戒、服務及び退職管理
- 給与、勤務時間、休日及び休暇
- 人事評価
- 退職手当
- 団体交渉及び団体協約その他人事行政
- 行政機関の機構・定員等
- 行政機関の機構の新設・改正・廃止等
- 独法に関する共通的な制度
- 独法及び特殊法人の新設等
- 国家公務員総人件費の基本方針及び配分等
- 総理大臣が定める計画に基づく研修

II. 組織

公務員庁の長は公務員庁長官